

半田市畜産環境対策推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者又は農業者が組織する団体が行う畜産環境対策推進事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において交付する補助金に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象経費及び補助率)

第2条 補助金の対象となる経費及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするときは、半田市畜産環境対策推進事業費補助金申請書（様式第1）に必要な書類を添え、市長に申請するものとする。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、相当と認めたとときは、補助金の交付を決定するとともに、半田市畜産環境対策推進事業費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は補助金の交付目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(変更の手続等)

第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、補助事業を変更しようとするときは、半田市畜産環境対策推進事業費補助金変更承認申請書（様式第3）に必要な書類を添えて、あらかじめ市長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告書の提出等)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月末日のいずれか早い期日までに、半田市畜産環境対策推進事業費補助金実績報告書（様式第4）に必要な書類を添えて市長に報告するとともに、半田市畜産環境対策推進事業費補助金請求書（様式第5）を提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、補助事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。

(2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
 - (4) 提出書類の虚偽記載又は補助金の交付に関して不正の行為があったとき。
- (遅延利息)

第8条 補助事業者は、前条の規定により補助金の返還を決定され、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した遅延利息を納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

(財産処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加価格が単価50万円未満の設備及び備品を除く。）を市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている耐用年数に相当する期間（大蔵省令に定めのない財産については、別に市長の定める期間）を経過した場合は、この限りではない。

- 2 補助事業者が前項の承認を受けて財産を処分したことにより、収入があったときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(検査等)

第10条 市長は、補助事業者に対して補助事業に関し必要な指示をし、関係書類の提出を命じ、又はその状況を検査することができる。

- 2 補助事業者は、当該事業に係る収支を整理記帳し、その証拠書類、帳簿等を交付の日の属する年度の末日から起算して、5年間保管しなければならない。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第3条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
(団体名)
氏 名

半田市畜産環境対策推進事業費補助金申請書

半田市畜産環境対策推進事業費に係る補助金について、下記のとおり申請します。

記

1 対象経費

2 総事業費

3 申請金額

4 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類 (1) 事業計画書
(2) 収支予算書
(3) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

半田市長

印

半田市畜産環境対策推進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました半田市畜産環境対策推進事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 対象経費

2 補助金交付決定額 金 円

3 条件 補助金は、交付申請書に記載の経費に充てるものであり、その他の用途に支出してはならない。

様式第3（第5条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
(団体名)
氏 名

半田市畜産環境対策推進事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった半田市畜産
環境対策推進事業について下記のとおり変更したいので申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

様式第4（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
(団体名)
氏 名

半田市畜産環境対策推進事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり報告します。

1 対象経費

2 総事業費

3 補助金額

4 実施期間 年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付書類 (1) 事業実施書
(2) 収支決算書
(3) その他市長が必要と認める書類

様式第5（第6条関係）

年 月 日

半 田 市 長 殿

住 所
(団体名)
氏 名

半田市畜産環境対策推進事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった補助事業について、下記のとおり請求します。

金 円

ただし、半田市畜産環境対策推進事業費補助金として

振込先

金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協 店
口座種別	普 通 ・ 当 座
口座番号	
(フリガナ)	
口座名義人	

別表

事業名	対象経費	補助率	備考
畜産環境対策推進事業	噴霧式消臭システムの設置費	対象経費の3/4	1件あたり100万円以内かつ予算の範囲内で市長が認める額を限度とする。
	堆肥を市外に搬出するための運搬費	1トン当たり250円	予算の範囲内で市長が認める額を限度とする。
	消臭資機材の購入費	対象経費の1/3	
	消臭実証実験の資機材購入費	対象経費の1/2	